

平成29年度 伊勢市立城田中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめはどの学校にも起こりえるという認識とともに、いじめは人間として絶対に許されるものではないという強い姿勢のもと「いじめのない学校づくり、いじめを許さない学校づくり」をめざす。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

①早期発見・早期対応

- ・わずかな兆候を見逃さない。
- ・問題の重要性をしっかりと認識し解決にあたる姿勢を持つ。
- ・教育相談の充実を図る。

②実態や原因についての正しい理解と学校全体の問題としての対応

- ・担任一人の問題として抱え込まない。
- ・いじめられている者は守り通すという学校の強い姿勢を示す。
- ・いじめる側への毅然とした態度、指導体制をとる。

③学校、家庭、地域、関係機関等の連携・協力

- ・生徒の状況や学校の取組等について積極的に情報公開・情報共有を図り、家庭、地域、関係機関等と連携・協力して対応にあたる。

④日頃からの生徒との信頼関係づくり

- ・いじめを生まない学級・学校づくりを進め、学力保障に努める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

＜学校におけるいじめの防止＞

- ①目指す生徒像の一つに「人権を尊重し、思いやりと感謝の心を持つ生徒」を掲げ、いじめを許さない、見過ごさない意識や態度の育成に学校全体で取り組む。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。また、体験的な活動を通して、生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③保護者、地域住民、関係機関等との連携を図る。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を行うとともに、人権作文・人権集会等の取組を継続的に実施する。

＜いじめの早期発見・早期対応のための措置＞

- ①いじめを早期に発見するため、定期的ないじめ調査等を実施する。
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査（年3回：7月、12月、2月）
 - ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（定期は年3回）
 - ・「Q-U」の実施（年2回：5月、11月）
- ②生徒・保護者がいじめに係る相談を行うことができるような相談体制を整える。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置

③いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

＜インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策＞

- ①生徒・保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を推進する。

（2）いじめ防止等に関する措置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

＜活動＞

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

＜開催＞

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（3）いじめに対する措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

（4）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、上記のいじめに対する措置はもとより、さらに次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（5）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。